

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和7年5月23日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄する不動産登記部門（Tel 022-225-5767）にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年5月23日から 令和7年6月20日まで (予定)	富谷市富谷仏所 富谷市富谷北沢 富谷市富谷南沢 富谷市富谷日渡 富谷市高屋敷  の各一部  (仙台法務局管轄)	土地区画整理事業